

国土利用計画法（国土法）とは？

国土利用計画法(国土法)は、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、その利用目的などを届け出ることとしています。

これは、大規模な土地取引をした後には、例えば工場跡地に商業施設を建てたり、山林を開発して宅地を造成するなど、周辺地域に与える影響が大きいことがあるからです。都道府県及び政令指定都市は、様々な土地利用に関する計画に照らして、届出者が土地を適正に利用することができるように助言や勧告を行います。

このように、国土利用計画法(国土法)の届出制度には、土地利用をする方々に対し、土地取引という早期の段階から計画に従った適正な土地利用をお願いすることにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進する役割があります。

大規模な土地取引には、届出が必要です。

市街化区域では2,000平方メートル以上、市街化調整区域では5,000平方メートル以上の土地の取引を行ったときは、国土法第23条第1項に基づき、契約の日を含めて2週間以内に土地売買等届出書（事後届出）を提出しなければなりません。